

第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にすまちづくり

(1) 児童虐待対策・少年非行対策の推進

ア 児童虐待対策

現状と課題

京都市の児童相談所に寄せられた新規の児童虐待相談・通告件数は、2013（平成25）年度に1,382件と過去最多を更新し、5年前の2008（平成20）年度の824件と比較すると約1.7倍、10年前の2003（平成15）年度の348件と比較すると約4.0倍に増加しています。こうした相談・通告の増加に伴い、事実確認・各種調査等の結果、児童虐待と認定した件数は、2013（平成25）年度は960件と、5年前の2008（平成20）年度の622件と比較すると約1.5倍、10年前の2003（平成15）年度の268件と比較すると約3.6倍になっています。

これらは、児童虐待についての社会的な関心が高まり、早期の段階で相談・通告が行われるようになったことが大きな要因であると考えられます。

また、ニーズ調査や母子保健に関する意識調査によると、「子育てをされていて楽しい」、「子どもの成長や発達に感動した」などの子育ての喜びを実感している意見が多い一方で、「子育てに不安や負担を感じる」、「子どもを育てにくいと感じることがある」、「子どもに必要な以上に厳しく接していると思うことがある」など、子育てに対する不安や負担感を感じている意見もありました。新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業など子育て家庭への支援の継続的な実施や、地域子育て支援ステーションや子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等、地域における子育て支援の充実を図ってきたところですが、家族規模の縮小による世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化等による家庭や地域の養育力の低下、子育てに対する不安や負担感の増大、子育ての孤立化等が背景にあると考えられます。

児童虐待の未然防止のためには、こうした家庭を見守り、支援を行っていくことが重要です。そのためには、行政が十分な施策を講じることと併せて、子育てに関する相談、情報提供、交流の場等の確保等、地域とつながるきっかけづくりをより一層進め、社会全体で子どもを育てる環境を作り上げていくことが必要です。

一方、国においては、2012（平成24）年4月に民法等の一部を改正する法律が施行されました。この改正により、虐待等で児童の権利が著しく侵害されるなど、親権が適切に行使されない場合の親権停止制度が創設されたほか、親権者や未成年後見人がある措置児童等に対して、施設長等がその児童等の福祉のために必要な措置を採る場合は、当該児童等の親権者又は未成年後見人は当該措置を妨げてはならないとされ、施設長等の権限と親権との関係が明確化されました。

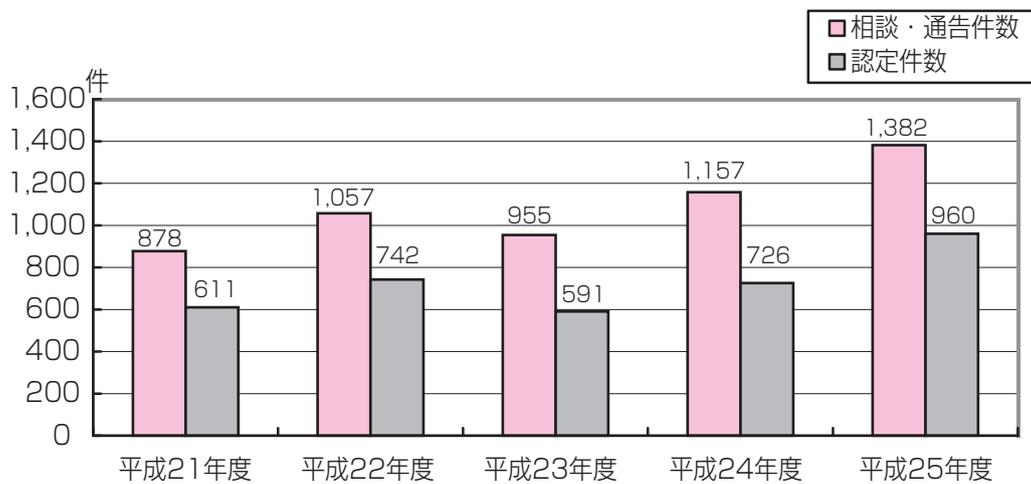
また、未成年後見人制度に関しても、複数又は法人を未成年後見人として選任することが可能となり、児童の権利を守るための法制度が整備されてきています。

こうした法改正の趣旨も踏まえ、児童相談所等では、児童の最善の利益を確保するため、体制・機能の強化を図りながらより一層の取組を進めていくことが求められています。

児童虐待相談・通告件数及び認定件数の推移

(単位：件)

年度	相談・通告件数	認定件数 (割合)	(参考) 全国
平成21年度	878	611 (70%)	44,211
平成22年度	1,057	742 (70%)	56,384
平成23年度	955	591 (62%)	59,919
平成24年度	1,157	726 (63%)	66,701
平成25年度	1,382	960 (69%)	73,765 (速報値)



児童虐待認定後の支援等の内容

(単位：件)

年度	施設入所	里親等委託	在宅指導・援助	計
平成21年度	25 (4.1%)	1 (0.2%)	585 (95.7%)	611
平成22年度	25 (3.4%)	—	717 (96.6%)	742
平成23年度	10 (1.7%)	—	581 (98.3%)	591
平成24年度	19 (2.6%)	—	707 (97.4%)	726
平成25年度	21 (2.2%)	3 (0.3%)	936 (97.5%)	960

施策を展開する今後の方向性

児童虐待は子どもの命に関わる重大な権利侵害です。

子どもたちの命を守るため、児童虐待の発生を未然に防ぐことが重要です。また、発生してしまった場合には、関係機関への速やかな相談、通告により、早期に発見、対応し、虐待を受けた子どもを保護するとともに、できる限り子どもが再び家庭で安定した生活を送ることができるよう支援を行い、家庭に戻るができない場合には、子どもが自立して生活を送るための支援を行っていく必要があります。

このため、児童相談所をはじめとする行政機関が体制や機能の強化を図り、主体的に取り組を進めるなど、京都市が施策を充実していくことに加え、引き続き市民一人ひとりの児童虐待に対する意識の向上を促すための啓発や保護者が親として育ち学べる取組を進めていきます。また、家族規模の縮小により子育てが孤立化する中、ひとりで悩むことなく、相談、交流できるよう、子育て家庭と地域や子育て関係機関とのつながりを強め、子育てを地域や社会で見守る仕組みづくりを進めるとともに、関係機関の対応力の強化を図り、多角的に支援するため、相互に十分な連携を図ることができる仕組みづくりをより一層進めていきます。

施策・主な取組

① 未然防止

180 関係機関・地域住民への啓発

学校や児童福祉施設等の関係機関だけでなく、市民一人ひとりが子どもを虐待から守っていくという意識の向上を図り、地域で子どもを守り育てる環境を築きます。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇広告やポスター等による広報及び民間団体と協働した街頭啓発等の実施

◇「京都はぐくみ憲章」の普及と憲章の理念に基づく実践の推進（再掲 P40）

◇学校や児童福祉施設等，関係機関を通じた子ども・保護者への啓発

◇児童虐待防止ウェブサイトによる情報発信

181 児童虐待未然防止対策としての母子保健事業の実施

すべての妊婦に妊婦相談事業（母子健康手帳交付時に面接）を実施し，早期に養育支援を必要とする家庭を把握し，切れ目のない支援を実施します。妊娠中及び出産直後から，速やかかつ確実な支援につなげていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇妊婦相談事業の実施（再掲 P71） 新規（推進中）

◇こんにちはプレママ事業の実施（再掲 P71） 新規（推進中）

◇妊婦健康診査の公費負担の実施（再掲 P71）

◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化（再掲 P72）

◇にんしんホッとナビの実施（再掲 P65） 新規（推進中）

◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導等の実施（再掲 P72）

- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲 P45） 新規（推進中）
- ◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援（再掲 P78）
- ◇スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）の実施（再掲 P72） 新規（推進中）
- ◇健康教育の実施（思春期保健・母子保健）（再掲 P65）

182 子育て支援事業の充実

子育て支援の交流拠点の設置や家庭訪問等を通じて子育て家庭と地域や社会とをつなげ、相談や育児支援、子育てを支え合う活動の活性化等により、子育て家庭の不安や孤立感、負担感の解消を図ります。

<保健福祉局，教育委員会>

- 【主な取組】**
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲 P45） 新規（推進中）
 - ◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ，トワイライトステイ）の実施
 - ◇～地域で支える～すくすく子育て応援事業の充実 新規（推進中）
 - ◇児童福祉施設等の子どもに関わる機関における地域支援活動の推進（子育て相談，イベント・行事等の検討・実施） 新規（推進中）
 - ◇地域子育て支援ステーション事業や子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等の機能強化
 - ◇子育て支援情報発信事業の実施（再掲 P46） 新規（推進中）
 - ◇第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の実施（再掲 P46）
 - ◇出生児宅への出産お祝いレター及び子育て応援パンフレットお届け事業の実施（再掲 P46）
 - ◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践・推進（再掲 P146）
 - ◇保育園（所）等との連携によるきめ細かな家庭訪問・相談の充実 新規（推進中）

228 DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の充実 再掲（P205）

子どもの目の前で行われるDVは心理的虐待として児童虐待に該当するなど，DVと児童虐待には密接な関わりがあることから，児童虐待対策としての観点も踏まえながらDV対策の充実を図るとともに，双方の対策の十分な連携を図っていきます。

<文化市民局>

- 【主な取組】**
- ◇DV根絶のための市民への普及啓発の推進（若年層を対象とした早い段階からの啓発）
 - ◇被害者の早期発見及び相談体制の充実
 - ◇被害者の保護及び自立支援の充実
 - ◇関係機関との連携・協力の推進
 - ◇インターネットを活用した情報提供 新規（推進中）
 - ◇学校における人権教育の推進 新規（推進中）

② 早期発見・早期対応及び被虐待児等の保護と家族再統合・自立支援

183 児童福祉センター（児童相談所）の体制及び機能の強化

児童虐待対応の専門機関である児童福祉センター（児童相談所）の体制及び機能の強化に

より児童虐待への対応力を強化します。また、児童虐待による死亡事例等が発生した場合の検証及び再発防止策の点検・評価並びに定期的な児童相談所の業務評価を第三者が行うことで適切な運営を確保し、支援の質の向上を図ります。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
- ◇児童相談所の専門性の向上と体制強化
 - ◇子ども支援専門官の配置
 - ◇一時保護所入所児童の学習の保障
 - ◇児童虐待死亡事例等検証委員会の設置
 - ◇児童相談所の業務評価制度の運営 新規(推進中)
 - ◇未成年後見人の支援 新規(推進中)
 - ◇保護者支援、家族再統合の取組の充実
 - ◇一時保護所の更なる拡充 新規(推進中)
 - ◇児童福祉センターの再整備の検討 新規
 - ◇必要に応じた警察との連携による立入調査及び臨検又は搜索の実施

004 子ども支援センターの機能強化 再掲 (P43)

184 市立学校等の取組強化

児童虐待防止法において児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、関係機関との連携を含め、より一層迅速かつ的確に対応できるよう市立学校及び幼稚園の取組を強化します。

<教育委員会>

- 【主な取組】◇児童虐待に係る校内の連携体制の構築・点検
- ◇教職員研修の充実
 - ◇事前及び事後の継続的な情報共有など関係機関との連携強化
 - ◇要保護児童対策地域協議会への積極的な参画 新規(推進中)
 - ◇居所不明児童等への対応の徹底 (再掲 P157)
 - ◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 (再掲 P137)
 - ◇子ども支援専門官の設置
 - ◇クラスマネジメントシートの活用 新規(推進中)

185 児童福祉施設等の子どもに関わる機関における取組の強化

市立学校やそれ以外の学校、幼稚園、学校と同様に児童虐待の早期発見の努力義務が課されている児童福祉施設等において、関係機関との連携を含め、より一層迅速かつ的確に対応できるよう取組を強化します。

併せて、社会的養護関係施設は、被虐待児の保護及び家族再統合、自立支援においても大きな役割を担っており、より一層効果的な支援ができるよう、取組の充実を図ります。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】◇要保護児童対策地域協議会への参画の推進
- ◇子育て支援短期利用事業の実施(受入先の確保) (再掲 P155)

◇退所児童の自立支援・進学支援に関する事業の実施（再掲 P179）

新規（推進中）

◇保護者支援、家族再統合の取組の充実（再掲 P156）

◇地域支援活動の推進（子育て相談、イベント・行事等の検討・実施）

（再掲 P155） 新規（推進中）

186 地域・関係機関の連携強化

児童虐待等に対応するための地域におけるネットワークを構築し、効果的な運営に努めるなど、多様な関係機関との情報共有及び連携による支援を実施します。

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇児童虐待対策中核機関（児童相談所・子ども支援センター・保健センター）の連携強化

◇要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化（再掲 P43） 新規（推進中）

◇居所不明児童等への対応の徹底

◇児童相談所と学校、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等との連携強化

◇～地域で支える～すくすく子育て応援事業の充実（再掲 P155）

新規（推進中）

◇地域子育て支援ステーション事業の機能強化（再掲 P43）

◇必要に応じた警察との連携による立入調査及び臨検又は捜索の実施（再掲 P156）

イ 少年非行対策

現状と課題

京都市の児童相談所へのぐ犯・非行相談は、2010（平成22）年度の382件をピークに減少傾向にあります。年度によって増減があり、また、2004（平成16）年度から2008（平成20）年度までは200件台で推移していたことを踏まえると、状況が改善されているとは言いがたい状況にあります。学齢別では、中学生の相談件数が依然として多く、また、小学生の相談件数が年々増加しており、低年齢化の傾向があります。

京都府における刑法犯の検挙・補導人員についても、中学生以下の少年の占める割合が増加傾向にあり、2013（平成25）年には半数を超え、50.8%となりました。

なお、刑法犯で検挙された少年（犯罪少年：14歳以上の罪を犯した少年）は、近年減少傾向で推移しており、触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）についても、2010（平成22）年をピークに減少しています（全国の数値と比較すると、京都府の減少割合は高くなっています。）。

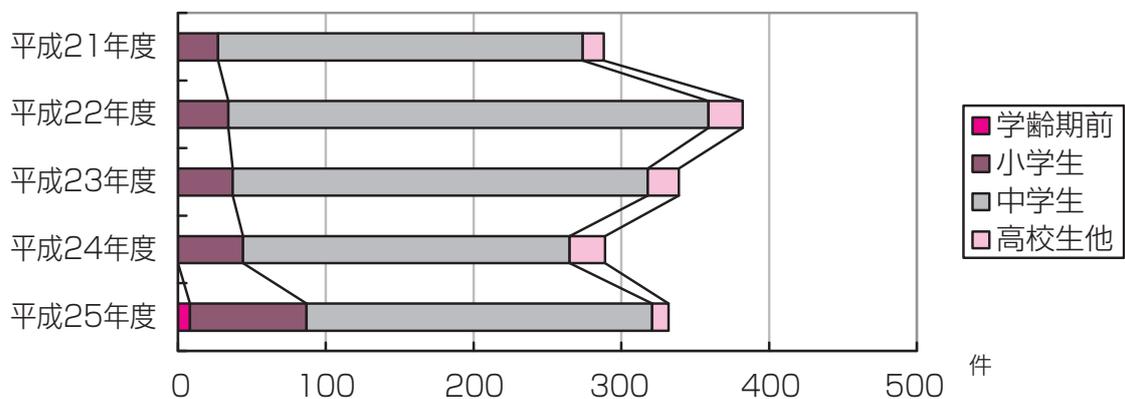
また、2013（平成25）年の犯罪少年（1,344人）のうち、再犯者の数は593人と、2012（平成24）年比で116人（16.4%）減少しましたが、再犯者の割合は44.1%と、約半数が再犯であり、全国の再犯者の割合を上回っています。

少年非行については、早期の段階で把握し、対応するとともに、再犯を防止するため、関係機関が十分に連携しながら取組を進めていくことが必要です。

京都市の児童相談所におけるぐ犯・触法相談件数

（単位：件）

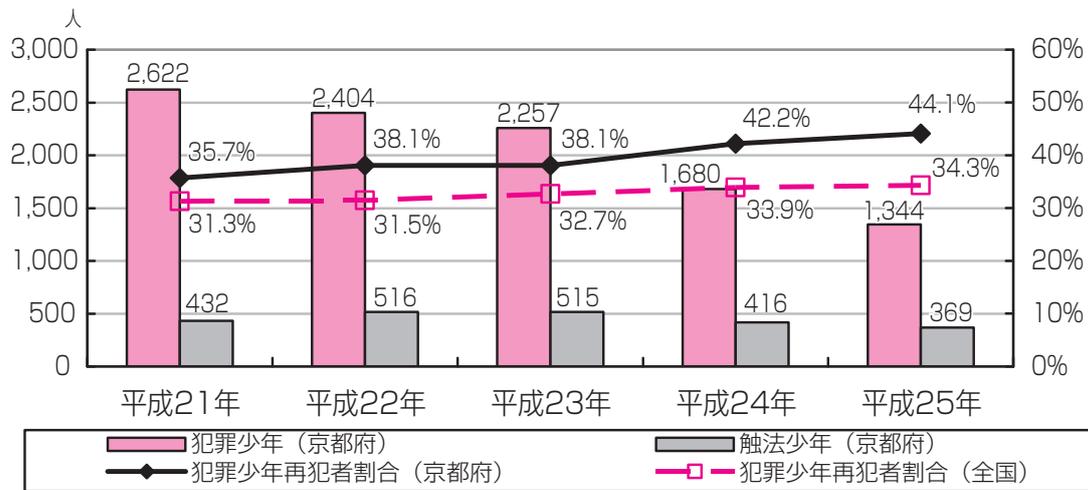
年度	0～学齢期前	小学生	中学生	高校生他	合計
平成21年度	0	27	247	14	288
平成22年度	0	34	325	23	382
平成23年度	0	37	281	21	339
平成24年度	0	44	221	24	289
平成25年度	1	59	252	20	332



京都府における刑法犯で検挙・補導された少年の人員数・犯罪少年のうち再犯者の割合

年	刑法犯少年（人）			犯罪少年のうち再犯者の割合
	犯罪少年	触法少年		
平成21年度	3,054 (108,311)	2,622 (90,282)	432 (18,029)	35.7% (31.3%)
平成22年度	2,920 (103,573)	2,404 (85,846)	516 (17,727)	38.1% (31.5%)
平成23年度	2,772 (94,312)	2,257 (77,696)	515 (16,616)	38.1% (32.7%)
平成24年度	2,096 (79,393)	1,680 (65,448)	416 (13,945)	42.2% (33.9%)
平成25年度	1,713 (69,061)	1,344 (56,469)	369 (12,592)	44.1% (34.3%)

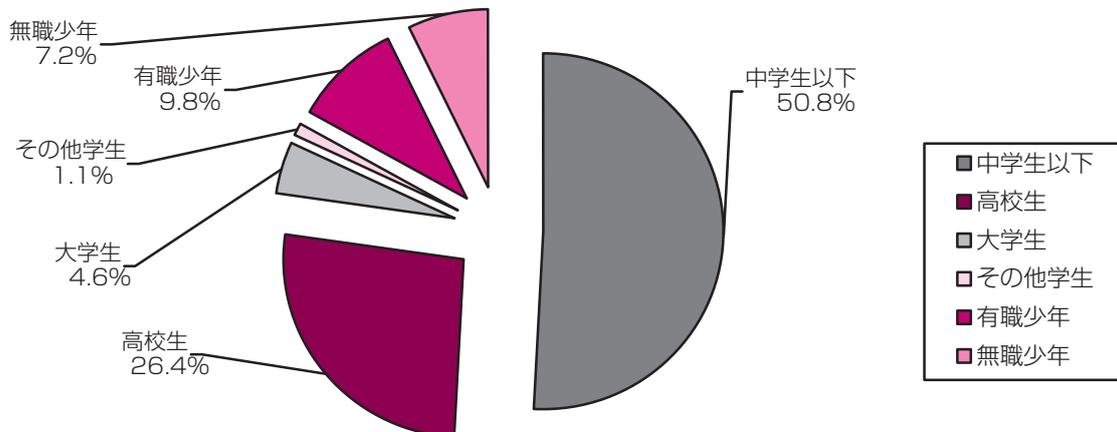
※ 京都府警察ホームページ及び警察白書から引用（括弧内は全国の数値）



京都府における刑法犯で検挙・補導された少年の学職別人数（2013（平成25）年中）（単位：人）

小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他学生	有職少年	無職少年	計
102	769	453	79	19	168	123	1,713
871							

※ 京都府警察ホームページから引用



(参考) 児童自立支援施設

非行や触法行為をした又はするおそれのある子ども等について、入所又は通所により必要な指導を行い、自立を支援しています。

施策を展開する今後の方向性

少年非行対策としては、引き続き少年非行に対応する相談機関や関係団体との連携を深めるとともに、家庭・地域との連携強化を図ることで、未然防止と早期発見、早期対応に取り組めます。

施策・主な取組

187 少年非行対策

少年非行に関わる相談機関や関係団体との連携を深め、家庭・地域との協力による非行の防止や早期対応に取り組めます。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇児童相談所，学校，警察等の関係機関及び司法との連携強化

◇家庭，地域社会（保護司，人権擁護委員を含む）や民間団体との連携・協力による取組の実施

◇要保護児童対策地域協議会における支援 新規（推進中）

◇京都府再非行防止対策協議会への参画 新規（推進中）

(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉 (「京都市家庭的養護推進計画」)

現状と課題

<乳児院・児童養護施設>

京都市には2箇所の乳児院と8箇所の児童養護施設(うち1箇所は京都府が所管)がありますが、入所している子どものうち、虐待を受けた子どもの割合は約6～7割、発達障害等の障害のある子どもの割合は約1～2割と、専門的なケアを必要とする子どもが数多く入所しています。そのため、様々な専門性を有する職員を配置した施設として果たすべき役割は大きいと言えます。

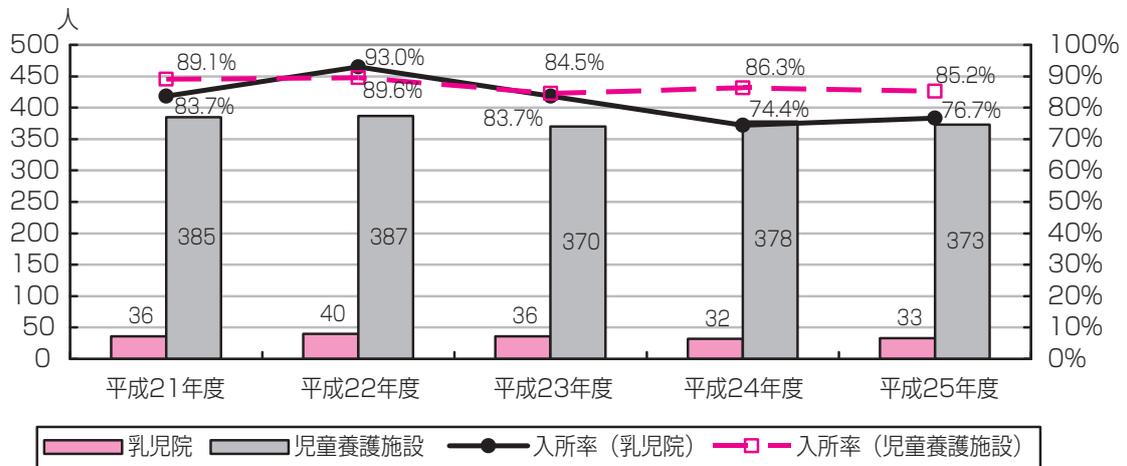
定員に対する入所率は、近年おおむね8～9割で推移していますが、若干減少傾向にあります。しかしながら、京都市の虐待相談・通告件数が増加している現状を踏まえると、要保護児童が減少し、施設入所の必要な子どもが減少しているとは言い難いと考えられます(なお、措置による入所児童は減少傾向にあります。一時保護委託の児童数は年々増加しています。)

京都市所管施設の入所状況(各年度年間平均)

(単位:人)

年度	乳児院(2施設)			児童養護施設(7施設)		
	認可定員	入所児童数	入所率	認可定員	入所児童数	入所率
平成21年度	43	36	83.7%	432	385	89.1%
平成22年度	43	40	93.0%	432	387	89.6%
平成23年度	43	36	83.7%	438	370	84.5%
平成24年度	43	32	74.4%	438	378	86.3%
平成25年度	43	33	76.7%	438	373	85.2%

※ 他都市措置による入所を含む。

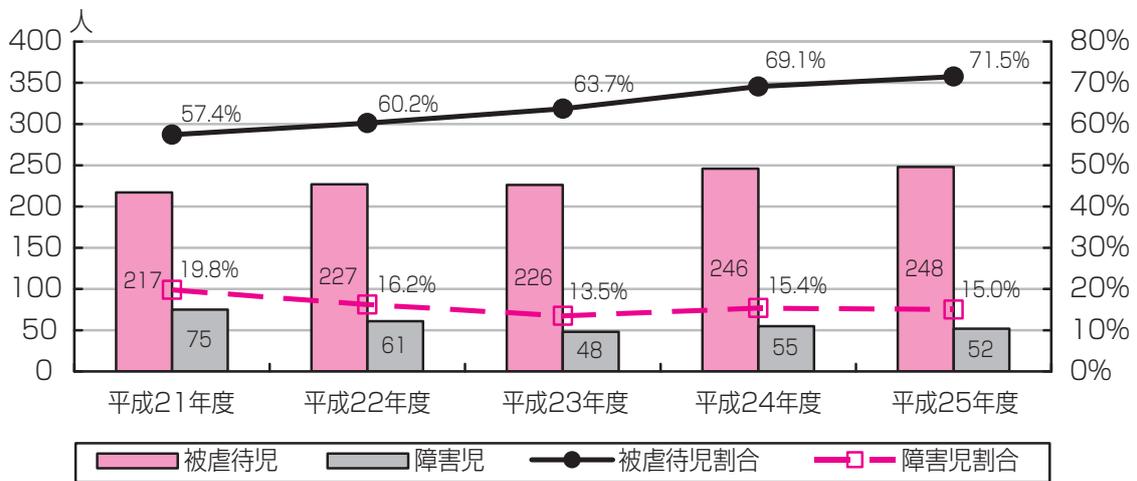


京都市所管施設に入所する被虐待児等の数（各年度4月1日現在）（単位：人）

年度	京都市措置児童数	被虐待児数	障害児数
平成21年度	378	217 (57.4%)	75 (19.8%)
平成22年度	377	227 (60.2%)	61 (16.2%)
平成23年度	355	226 (63.7%)	48 (13.5%)
平成24年度	356	246 (69.1%)	55 (15.4%)
平成25年度	347	248 (71.5%)	52 (15.0%)

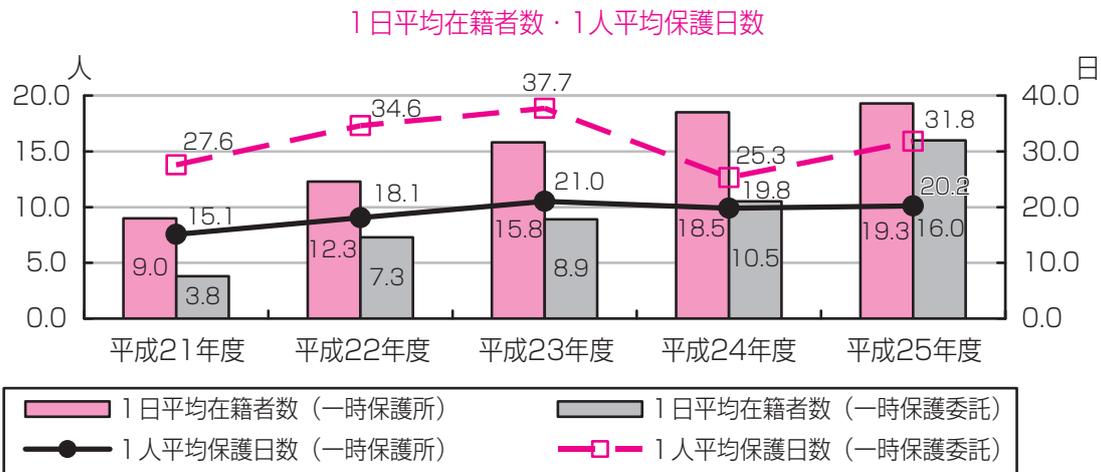
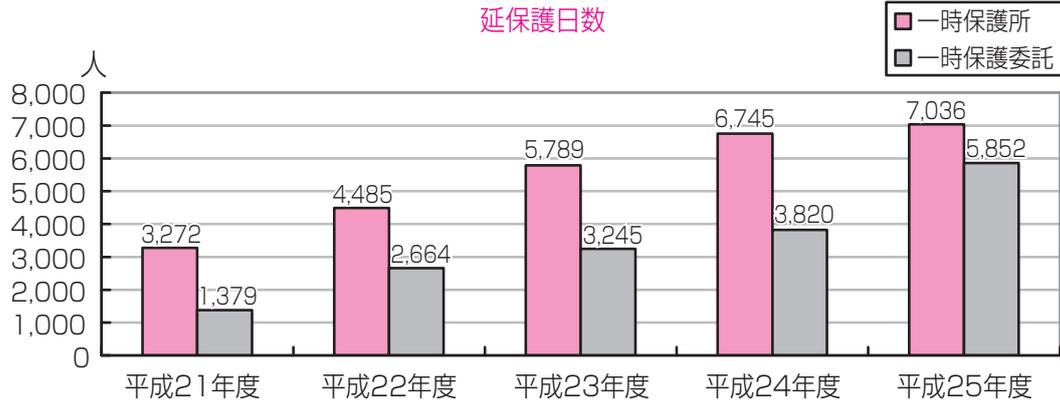
※ 京都市が措置した入所児童についてのみ計上

※ ここでいう「障害児」は、療育手帳又は身体障害者手帳（4級以上）を有する子ども及び精神科に継続して通院加療中の子どもである。



京都市における一時保護所・一時保護委託の状況

年度	一時保護所			一時保護委託		
	延保護日数	1日平均在籍者数	1人平均保護日数	延保護日数	1日平均在籍者数	1人平均保護日数
平成21年度	3,272日	9.0人	15.1日	1,379日	3.8人	27.6日
平成22年度	4,485日	12.3人	18.1日	2,664日	7.3人	34.6日
平成23年度	5,789日	15.8人	21.0日	3,245日	8.9人	37.7日
平成24年度	6,745日	18.5人	19.8日	3,820日	10.5人	25.3日
平成25年度	7,036日	19.3人	20.2日	5,852日	16.0人	31.8日



子どもの養育は、その子どもが将来、家庭生活を築くうえでのモデルとすることができるよう、親を中心とする特定の大人との愛着関係のもとで、安心感、自己肯定感、信頼感を育むとともに、人間関係や地域社会での社会性を養うことが重要です。

しかしながら、京都市が所管する乳児院・児童養護施設にはユニット化（小規模グループケア化）未実施の施設が多く、少人数での養育ができていない状況にあります。また、居室の個室化ができていないため、児童相談所が施設入所の必要があると判断した児童であっても、性別や年齢への配慮から受入ができないケースも見受けられます。

これらのことを踏まえ、国が推進し、「社会的養護の課題と将来像」にも掲げられているケア単位の小規模化を進め、施設における養育についても、本体施設の小規模化やオールユニット化（本体施設全体の小規模グループケア化）を図る、あるいはグループホームの設置を推進していく必要があります。

また、ケア単位の小規模化により、職員は子どもとより密な関わりを持つこととなるため、職員の専門性の向上や施設機能の強化が必要です。

併せて、施設は里親等への委託をより一層推進するための里親支援や地域の子育て支援、児童の自立支援、家族支援の機能強化を図ることにより、社会的養護の地域の拠点となることが求められており、これらに係る取組についても、推進していく必要があります。

京都市所管施設における小規模グループケアの実施状況

施設種別	実施施設数	実施箇所数
乳児院（2施設）	2施設	3箇所（本体施設内1箇所，分園型2箇所）
児童養護施設（7施設）	5施設	8箇所（本体施設内7箇所，分園型1箇所）

※ 2014（平成26）年4月1日現在

京都市所管施設におけるグループホームの設置状況

施設種別	グループホーム設置施設数	グループホーム数	内訳
乳児院（2施設）	1施設	2箇所	分園型小規模グループケア 2箇所（8名）
児童養護施設（7施設）	3施設	4箇所	分園型小規模グループケア 1箇所（6名） 地域小規模児童養護施設 3箇所（17名）

※ 2014（平成26）年4月1日現在（括弧内の人数は，入所児童数）

<里親・ファミリーホーム>

京都市の里親等委託率は，2014（平成26）年3月時点で9.7%となっており，2009（平成21）年3月（5.3%）と比較すると増加していますが，全国平均（15.6%）を依然として下回っています。

これは，京都市においては，養子縁組を希望する里親が多いこと，委託を受ける子どもの年齢が里親の希望に合わないことなどにより，委託している里親が少ないこと，児童養護施設等の受入枠が充実していることなどによるものです。しかし，前述のとおり，社会的養護を必要とする子どもたちが将来自立した生活を営むに当たっては，安心して自分を委ねられる特定の大人との愛着関係や信頼関係を形成しながら生活していくことが重要であり，24時間365日，特定の大人が養育を行う里親及びファミリーホームについては，より一層推進を図っていくことが必要です。

なお，「社会的養護の課題と将来像」において，今後15年の間に，施設の本体施設とグループホームと里親等で養育する子どもの数をおおむね3分の1ずつにしていく，という目標が掲げられました。

このことも踏まえ，京都市において，より一層里親等への委託の推進を図っていく必要があり，積極的な広報により里親制度の社会的認知を高めるとともに，里親制度への理解が深い方々等を対象とした啓発の実施等一層効果的な取組により，里親登録数を増やしていくことが喫緊の課題です。

また，研修や施設におけるボランティアとしての里親の受入，京都市が独自に実施している週末里親制度（施設に入所している子どもが土日曜日や夏休み等の学校の長期休業期間中に家庭生活を体験する制度）の活用等により，子どもたちの里親についての理解を広げるとともに里親の養育経験の機会を設けることが必要です。さらに，委託を受けている里親等からの相談対応や，一時的な休息のためのレスパイト・ケア等，里親を支援する取組について，より一層充実していくことが求められています。

里親の種別

養育里親	保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもを、実親が育てられるようになるまで、又は子どもが社会的に自立できるまでの間養育する里親
専門里親	専門的援助が必要な子ども(虐待を受けた子どもや障害のある子ども、非行傾向のある子ども)を養育する里親
親族里親	死亡、行方不明、入院等により両親が養育できなくなった子どもを養育する、当該子どもの民法上の扶養義務者及びその配偶者である親族
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親

週末里親 (京都市独自施策)	施設入所児童を対象に、土日曜日や夏休み等の学校長期休業期間中に、一時的に家庭生活を体験させる里親
-------------------	--

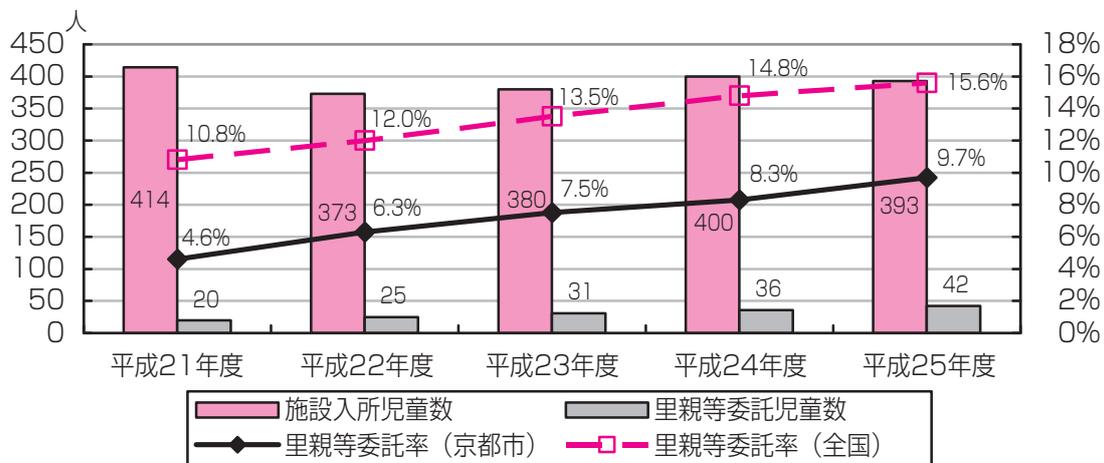
京都市の登録里親数・里親等委託児童数・里親等委託率の状況(各年度末現在)

年度	登録里親数	委託里親数	委託児童数	施設入所児童数	里親等委託率	(参考)全国
平成21年度	56	17	20	414	4.6%	10.8%
平成22年度	66	21	25	373	6.3%	12.0%
平成23年度	72	23	31	380	7.5%	13.5%
平成24年度	87	24	36	400	8.3%	14.8%
平成25年度	95	29	42	393	9.7%	15.6%

※1 登録里親数は、複数の種別の里親に重複して登録している場合は1人として計上し、2010(平成22)年度以降はファミリーホーム1箇所を含む。

※2 委託里親数には、2011(平成23)年度以降はファミリーホーム1箇所を含む。

※3 委託児童数は、2011(平成23)年度以降はファミリーホームへの委託児童(2011(平成23)年度末3名、2012(平成24)年度末、2013(平成25)年度末各4名)を含む。



登録里親数の内訳（2014（平成26）年4月1日現在）

（単位：組）

養育里親	専門里親 （養育里親と重複）	養子縁組里親		親族里親	合計 （重複除く）
		うち養育里親と重複			
52	9	54	22	10	94

※ 上記と別に、ファミリーホームが1箇所、週末里親が56組

<情緒障害児短期治療施設>

現在、京都市は、公設公営の「青葉寮」を設置運営していますが、児童の生活空間が狭隘となっていること、施設の構造・設備面での不備等、子どもの情緒面での発達を保障するには様々な課題があります。そのため、民設民営による移転再整備を進めており、2016（平成28）年4月の新施設開設を目指して取り組んでいます。

今後、移転再整備による子どもたちへの影響を最小限に止め、子どもたちが引き続き安心して生活が送れるよう、事業実施法人とも協議しながら、円滑な引継ぎを行うための体制の確保や、通学する地元小中学校を含めた教育部門との連携等による学校教育の保障について、十分検討し、取り組んでいきます。

<児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）>

児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）は、義務教育修了後満20歳までの児童等に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を通じて、入所児童の社会的自立を支援しています。

現在、京都市内には男子専用1箇所、女子専用2箇所（うち1箇所は子どもシェルター）の自立援助ホームがあり、児童養護施設を退所した児童等が安定した自立生活を営むまでの間の生活の場としても重要な役割を果たしています。

今後、利用状況等を十分注視しながら、必要に応じて増設等、取組の充実を図っていく必要があります。

<母子生活支援施設>

母子生活支援施設では、経済的な困難、子どもの養育についての不安、病気や障害などの困難な課題を多く抱える母子家庭、近年増加しつつあるDV被害により保護が必要な母子に対し、安全で安心できる生活の場を提供し、子育てや生活の支援とともに自立に向けた就労支援を行っています。

京都市内には現在4箇所（うち1箇所は京都府が所管）の母子生活支援施設がありますが、DVを理由とする入所、精神疾患や心身に障害のある母子、発育に問題のある子どもや虐待を受けた子どもの入所が増えていることなどから、入所者の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。

そのためには、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられている職員配置の充実と支援技術の普及向上に努め、施設職員をはじめ福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、学校、保育園（所）等の関係機関との連携をより一層強化し、入所者支援の充実を図ることが必要です。併せて、DV被害者の広域入所や緊急保護の受入体制を十分に確保することも求められています。

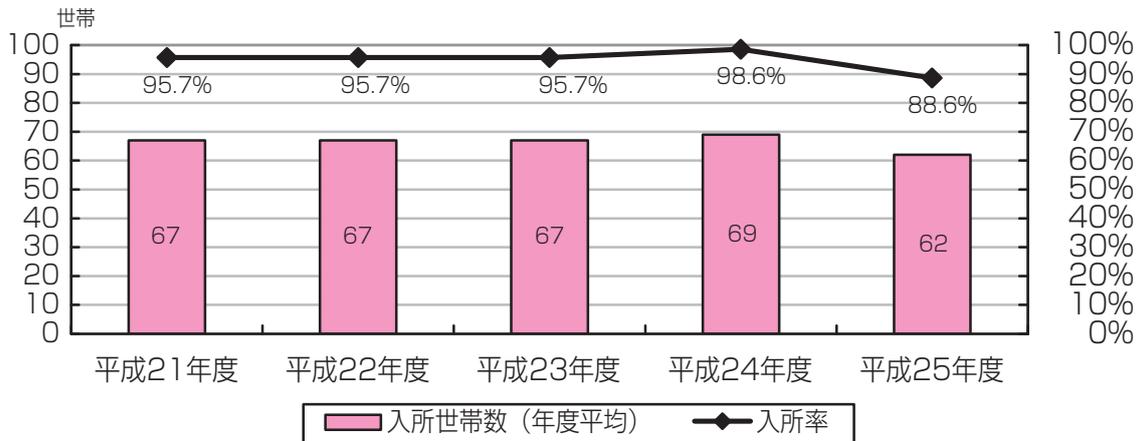
また、社会的養護に関わる施設、中でも母と子どもが生活を共にしながら支援を受けることができる施設として、親子分離に至る前段での支援や、児童養護施設を退所した児童等の家族再統合の支援等の役割を担うことも期待されています。

母子生活支援施設の入所状況 (各年度年間平均)

年度	定員世帯数	入所世帯数	入所率
平成21年度	70	67	95.7%
平成22年度	70	67	95.7%
平成23年度	70	67	95.7%
平成24年度	70	69	98.6%
平成25年度	70	62	88.6%

※ 京都市所管施設(3箇所)の入所世帯の状況(他都市から入所している世帯を含む。)

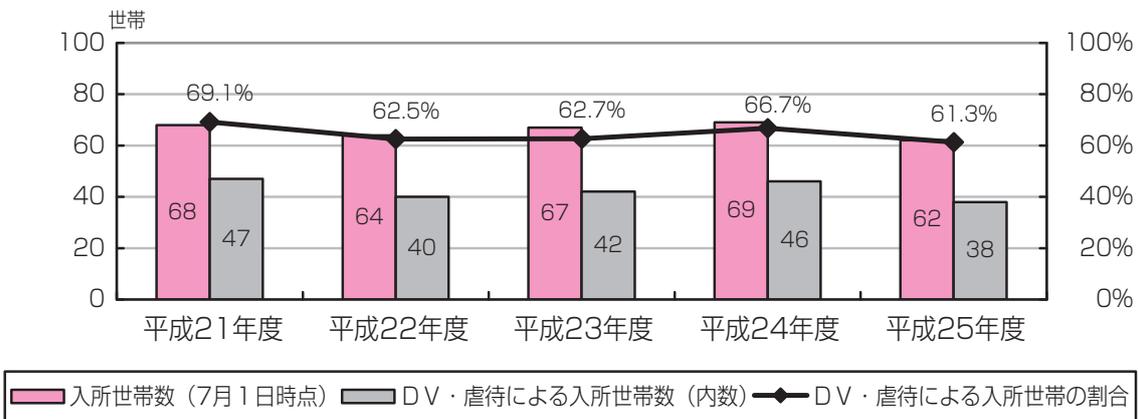
※ 2013(平成25)年度は京都市所管施設のうち1施設が改修工事を実施していた。



DV・虐待(主訴)による入所世帯の割合 (各年度7月1日現在)

年度	定員世帯数	入所世帯数	DV・虐待による入所世帯数
平成21年度	70	68	47 (69.1%)
平成22年度	70	64	40 (62.5%)
平成23年度	70	67	42 (62.7%)
平成24年度	70	69	46 (66.7%)
平成25年度	70	62	38 (61.3%)

※ 京都市所管施設(3施設)の入所世帯の状況(他都市から入所している世帯を含む。)



<一時保護所>

京都市の一時保護所（入所定員30名）については、施設が狭隘なため、性別の配慮はできているものの、幼児から高校生までが同一空間で生活しており、生活面で指導が必要な子どもや被虐待児等の個別的な支援が必要な子どもに対する配慮ができていないなどの課題が生じています。

また、2013（平成25）年度の日平均在籍者数は19.3名と、2009（平成21）年度の9名から大幅に増加していることから、一時保護所の環境改善は急務となっています（京都市においては、保護者のニーズに応じて利用されている乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設における子育て支援短期利用事業（ショートステイ）が一時保護的に活用されています。）。

なお、一時保護所を含めた児童福祉センター機能については、身体障害者リハビリテーションセンター及びこころの健康増進センターとの合築による再整備を行うこととしていますが、それまでの間、一時保護所については、青葉寮移転後のスペースを活用し、施設改善に取り組み、支援の質の向上等を図ることとします。

さらに、一時保護所入所中の子どもについては、保護者の連れ去りの危険性を考慮し学校への通学ができないため、所内での学習保障も十分に図っていく必要があります。

※ 一時保護所・一時保護委託の状況については、P162 表「京都市における一時保護所・一時保護委託の状況」参照

【参考】国における社会的養護の課題と将来像(2011(平成23)年7月) 要点抜粋

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が2011(平成23)年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護の基本的な考え方及び施設種別ごとの課題と将来像が掲げられました。

1 社会的養護の基本的な考え方

(1) 社会的養護の役割の変化

- 以前は、「親が無い、親に育てられない子どもへの施策」
- 現在は、「虐待を受けて心に傷を持つ子ども、何らかの障害がある子ども、DV被害の母子等への施策」

(2) 社会的養護の理念

- ① 子どもの最善の利益のために
- ② 社会全体で子どもを育む

(3) 社会的養護の機能

- ① 養育機能
- ② 心理的ケア等の機能
- ③ 地域支援等の機能

(4) 子どもの養育における社会的養護の役割

- ① 子どもの養育の場としての社会的養護
- ② 虐待等からの保護と回復
- ③ 貧困や児童虐待の世代間連鎖の防止
- ④ ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

(5) 社会的養護の基本的方向

① 家庭的養護(家庭養護)の推進

- ◇ 里親・ファミリーホームを優先
- ◇ 施設養護でもグループホームや小規模グループケアを推進

安心して自分を委ねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育される環境を整える。

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していく。

② 専門的ケア、自立支援、家族支援、地域支援の充実

施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的な支援、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。

- ・ ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援していく。

2 施設種別ごとの課題と将来像（京都市所管施設に関係する部分のみ抜粋）

<児童養護施設>

- ① 小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進
 - ◇ ケア単位の小規模化
 - ・ 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）する。
 - ◇ 本体施設の小規模化
 - ・ 本体施設の定員を45人以下にする。
 - ◇ グループホームの推進，ファミリーホームの設置，里親の支援
 - ・ 施設は地域の社会的養護の拠点となる。
- ② 本体施設は，精神的な不安定さ等が落ち着くまでの専門的ケアや地域支援を行うセンター施設として高機能化

<乳児院>

- ① 専門的養育機能の充実（個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置等）
- ② 養育単位の小規模化（4～6人の小規模グループケアを推進）
- ③ 保護者支援機能，地域支援機能の充実

<情緒障害児短期治療施設>

- ① 設置推進
- ② 専門的機能の充実
- ③ 短期入所機能，通所機能の活用，外来機能の設置
- ④ 名称の見直し

<母子生活支援施設>

- ① 入所者支援の充実
「生活に困窮する母子に対する住居の提供」から「DV被害者や被虐待児等への支援」への役割の変化
- ② 職員配置の充実（基本配置の引上げ，個別対応職員の配置等）
- ③ 広域利用の確保
- ④ 子どもの学習支援の充実
- ⑤ 児童相談所・婦人相談所との連携
- ⑥ 公立施設の課題（加配職員の配置推進等）

<ファミリーホーム>

- ① 大幅な整備促進
- ② 専門性の向上と支援体制の構築（研修の充実，訪問や相互交流等）

<自立援助ホーム>

- ① 整備推進
- ② 対応が難しい児童等への対応
- ③ 運営費の充実
- ④ 20歳以降のアフターケア

3 里親委託の推進と里親支援機関

(1) 里親等委託率の引上げ

今後十数年の間に「本体施設：グループホーム：里親等≒1:1:1」を目指す

(2) 新生児里親，親族里親，週末里親等の活用

- ◇ 望まない妊娠出産で保護者が養育できない場合の「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の推進
- ◇ 親族里親の積極的活用
- ◇ 児童養護施設入所に対する，週末や夏休みを利用した「週末里親」，「季節里親」の活用

(3) 里親委託の推進と里親支援機関

- ◇ 里親には研修，相談，相互交流，レスパイト等の支援が重要
- ◇ 里親支援機関は，里親会，児童家庭支援センター，施設等，多方面からの支援と自治体との連携が必要

4 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

- ① 「施設運営指針」，「施設運営の手引書」の作成
- ② 第三者評価の義務付け

(2) 施設職員の専門性の向上

- ① 施設長の資格要件及び研修の義務化
- ② 施設の組織力の向上
- ③ 職員研修の充実

施策を展開する今後の方向性

子どもの養育は、その子どもが将来家庭生活を築くうえでのモデルとすることができるよう、親を中心とする特定の大人との愛着関係のもとで、安心感、自己肯定感、信頼感を育み、人間関係や地域社会での社会性を養うことが重要です。

このため、「社会的養護の課題と将来像」に基づき、家庭養護（里親やファミリーホームへの委託）と共に、施設養護についても、家庭的養護（グループホームの設置や小規模グループケアの実施）を推進します。

併せて、里親等については、支援体制の充実を図ることなどにより安定的な養育環境を整えることを、施設については児童への専門的ケアや、自立支援、家族支援、地域支援の充実を図ることなどにより、地域の子育て支援の拠点としての役割を担うことを目指します。

さらに、「社会的養護の課題と将来像」を実現するため、2029（平成41）年度までの15年間を取組期間とする京都市の方針を「京都市家庭的養護推進計画」として定め、その前期計画部分（5年間）を本計画に盛り込み、主体的かつ積極的に取組を進めていきます。

また、情緒障害児短期治療施設「青葉寮」については、民設民営による移転再整備を着実に実施します。さらに、一時保護所については、児童福祉センターが身体障害者リハビリテーションセンター及びこころの健康増進センターとの合築により再整備される計画があることを視野に入れながら、当面の方策として、「青葉寮」移転後のスペースを活用して、環境改善と入所児童に対する支援の質の向上を図ります。

京都市家庭的養護推進計画

～社会的養護の課題と将来像の実現に向けて～

(計画期間：2015(平成27)年度～2029(平成41)年度)

1 基本方針及び計画の柱

京都市では、「京都市未来こどもはぐくみプラン」に掲げる「現状と課題」を踏まえ、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた将来像の実現を目指すことを基本方針とし、

- ① 本体施設：グループホーム：里親等の割合をおおむね1：1：1（里親等委託率約30%）を目指すこと
- ② 本体施設は全体を小規模グループケア化するとともに、専門性の向上等による高機能化を目指すこと
- ③ 全施設が地域支援・退所者支援等に取り組み、地域の子育て支援の拠点となることを目指すこと

の3つを計画の柱とし、取組を進めていきます。

また、計画期間の15年間で前期、中期、後期に分け、各期ごとに、その時の状況を踏まえ、必要に応じて目標及び取組内容の見直しを行っていきます。

基本方針

「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた将来像の実現を目指す

柱①

本体施設：グループホーム：里親等＝1：1：1（里親等委託率約30%）を目指す

柱②

本体施設は全体を小規模グループケア化するとともに、専門性の向上等による高機能化を目指す

柱③

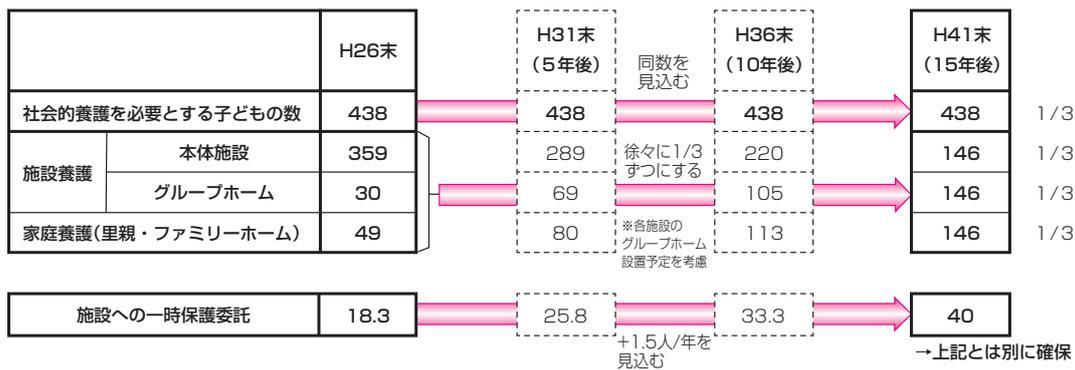
全施設が地域支援・退所者支援等に取り組み、地域の子育て支援の拠点となることを目指す

2 社会的養護を必要とする子どもの数の見込み

社会的養護を必要とする子どもの数については、近年、おおむね同数で推移していることを踏まえ、将来的にも現在と同数（438人）を見込むこととします。

また、正規の入所や委託以外に、一時保護委託により施設等で生活している子どももあり、この受入枠についても、別途確保する必要があります。

この一時保護委託を必要とする子どもの数については、近年増加傾向にあることを踏まえ、将来的にも増加することを見込むこととします（増加数については、近年の平均値の半数程度の1年当たり1.5人を見込みます。）。



3 取組項目及び項目ごとの方向性（15年後に目指す姿）

家庭的養護の推進（乳児院及び児童養護施設）と家庭養護の推進（里親及びファミリーホーム）の2つの観点から、取組を進めていきます。

(1) 家庭的養護の推進（乳児院・児童養護施設）

家庭的養護の推進については、①本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化の推進、②施設による里親支援等、③地域支援・退所者支援の推進、④本体施設の高機能化の4つの取組項目を掲げ、それぞれ次の方向性に基づき取組を推進していきます。

取組項目	方向性（15年後に目指す姿）
本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化の推進	①本体施設の定員を45名以下にすることを旨とする。(※1) ②本体施設とグループホームの割合をおおむね1：1にすることを旨とする。
施設による里親支援等	①施設養護と家庭養護の割合をおおむね2：1にすることを旨とする。 ②各施設が最低2箇所のファミリーホームの運営又は支援をすることを旨とする。(※2)
地域支援・退所者支援の推進	全施設が地域支援等の取組を実施し、地域の子育て支援の拠点となることを旨とする。(※3)
本体施設の高機能化	専門性の高い職員配置の推進及び各職員の専門性の向上を図る。

※1 施設定員の調整は、社会的養護を必要とする子どもの受入ができるよう、次のとおり、状況を踏まえながら順次行います。

- ① 施設全体の定員は維持しながらグループホームの設置を推進します。
 - ② 小規模グループケア化未実施施設は、老朽・耐震等による改修・改築の際に小規模グループケア化を実施します。
 - ③ 施設定員の削減は、里親等への委託状況を踏まえながら、基本的に後期に実施します。
 - ④ ③に当たっては、一部の居室について、他用途（ショートステイ等）に転用することを基本とし、居室に戻すことも可能な方法を採用します。
- ※ ③④に関し、改修等が必要な施設は、後期以外であっても、改修等に併せた定員削減や他用途への転用以外の方法による居室数の調整も検討します。

- ※2 施設による里親支援等については、まずは各施設に里親支援専門相談員を配置し、施設による様々な里親支援を展開できる体制を整えます。そのうえで、将来的には各施設が最低2箇所のファミリーホームを支援するとともに、施設によるファミリーホームの開設、運営も検討します。
- ※3 地域支援や退所者支援については、基本的に既存の人材や資源、事業等を活用しながら実施します。

(2) 家庭養護の推進

家庭養護の推進については、①里親登録の推進・ファミリーホームの設置推進、②里親等への委託推進・支援の充実、③施設による里親支援等、④児童福祉センターにおける取組の強化の4つの取組項目を掲げ、それぞれ次の方向性に基づき取組を推進していきます。

取組項目	方向性（15年後に目指す姿）
里親登録の推進・ファミリーホームの設置推進	委託先の拡大を図る（受け皿の確保）（※1）。
里親等への委託推進・支援の充実	施設養護と家庭養護の割合をおおむね2：1にすることを旨とする（里親委託の推進）（※2）。
施設による里親支援等	（再掲） （1）家庭的養護の推進（乳児院・児童養護施設）の「施設による里親支援等」
児童福祉センターにおける取組の強化	里親への委託を積極的に行うことができるよう、ソフト、ハードの両面で体制を整える（※3）。

- ※1 養育里親候補者の開拓、里親からファミリーホームへの転換、施設によるファミリーホーム開設等により、委託先の拡大を図っていきます。
- ※2 里親等への委託を推進するため、委託中の里親だけでなく未委託の里親も含めた支援や研修を実施するとともに、里親委託が望ましい子どもを広く把握するよう努めます。また、里親同士の相互交流や相互支援等も実施していきます。
- ※3 児童福祉司等の里親制度への理解を深め、里親委託優先の原則を徹底するとともに十分な里親支援が可能な体制を整備していきます。また、里親支援機関と密に連携し、相互に協力していきます。

4 具体的な取組内容（次ページ参照）

上記の方向性を踏まえ、前期、中期、後期のそれぞれについて、次ページのとおり取組を進めていきます。

なお、「京都市未来こどもはぐくみプラン」と期間の重複する前期5年間の取組については、同計画と整合性を図りながら取組を進めていきます。また、各期ごとに、取組状況や推進状況を踏まえ、必要に応じて目標及び取組内容の見直しを行っていきます。

取組内容		前期 (H27～H31)	中期 (H32～H36)	後期 (H37～H41)
本施設の小規模化と 施設機能の地域分散化 の推進 施設による里親支援等 地域支援・退所者支援 の推進 本施設の高機能化 里親登録の推進・ ファミリーホーム の設置推進 里親等への委託推進・ 支援の充実 施設による里親支援等 児童福祉センター における取組の強化	①本施設の設定員45名以下、②本施設：グループホーム≦1:1を目指す ○老朽改築、耐震改修等に併せたオールユニット化の推進 ○本施設内における小規模グループケアの推進 ○グループホーム（地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア）設置推進（定員45名以上の施設は最低1箇所）	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進：複数設置推進)	○全施設についてオールユニット化を完了 ○本施設全体の小規模グループケア化を完了 ○一部ユニットの用途変更（ショートステイ等） ○グループ定員調整による本施設の設定員削減 ○全施設に最低1箇所設置	
	①施設養護：家庭養護≦2:1、②各施設最低2箇所のファミリーホームの運営又は支援を目指す ○すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置 ○週末里親制度の積極的な活用の推進【再掲】 ○里親等への措置変更推進（前期は主として措置変更に向けた調整が中心） ○アフターケアとしての里親支援の実施 ○里親・ファミリーホームへの支援推進（相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入等）	(継続配置) (引き続き推進) (措置変更の推進) (引き続き推進) (引き続き推進)	(継続配置) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進)	○施設運営のファミリーホームの設置推進
	全施設が地域支援等の取組を実施し、地域の子育て支援の拠点となることを目指す ○子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施 ○地域の子育て支援活動の推進（相談・サロン等の検討・実施） ○退所児童のアフターケアの充実（雇用主等との連携、訪問相談、サロン等） ○保護者支援、家族再統合の取組の充実	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) ○兼職等による担当職員配置推進 (引き続き推進)	○本施設に専用ユニットの設置等を検討・実施 (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進)	
	専門性の高い職員配置の推進及び各職員の専門性の向上を図る ○研修等による職員の質の向上（研修等）、人材確保の推進・処遇改善の実施 ○専門職員の配置の推進（措置費加算等の活用） ○保護者支援、家族再統合の取組の充実【再掲】	(引き続き推進) (引き続き推進) ○兼職等による複数配置推進 (引き続き推進)	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進)	
委託先の拡大を図る（受け皿の確保） ○すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置【再掲】 ○里親制度の周知啓発の推進（社会的認知度の向上） ○養育里親の登録推進（福祉関係者等への重点的周知） ○ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) ○施設による設置の検討	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進)		
施設養護：家庭養護≦2:1を目指す（里親委託の推進） ○委託中・未委託の里親への相談等の支援及び研修の実施・充実 ○未委託里親への委託の推進（里親適性の幅広い把握） ○里親同士の相互交流の実施 ○週末里親制度・短期委託（一時保護委託）の積極的な活用【一部再掲】 ○単費支援等による経済的支援・レスパイトケアの実施 <再掲>	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進)	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進) ○里親同士の相互交流の実施・相互支援の推進 (引き続き推進) (引き続き推進)		
里親への委託を積極的に行うことができるよう、ソフト、ハードの両面で体制を整える ○里親委託優先の原則の徹底（研修の充実等による意識向上）・体制強化 ○里親支援機関との連携・協力の実施 ○週末里親制度・短期委託（一時保護委託）の積極的な活用【再掲】	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進)	(引き続き推進) (引き続き推進) (引き続き推進)		

※各期において目標及び取組内容の見直しを行う。

施策・主な取組**① 施設養護（乳児院・児童養護施設）における家庭的養護の推進**

施設養護において、可能な限り家庭的な養育を実現するための環境づくりを行うとともに、ケア単位の小規模化により必要とされる職員の専門性の向上や負担軽減を図るための職員の処遇改善等の取組、入所児童に対する支援の質の向上のための取組を推進します。

188 本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化の推進

施設養護の家庭的養護化を推進するため、本体施設の改修による小規模グループケア化やグループホームの設置を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇老朽改築，耐震改修等に併せたオールユニット化の推進 **新規（推進中）**

◇本体施設内における小規模グループケアの推進

◇グループホーム（地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア）の設置推進（定員45名以上の施設は最低1箇所設置 **新規**）

189 施設による里親支援等

里親等の家庭養護を推進するため、施設による支援体制の充実を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】◇すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置

新規（推進中）

◇週末里親制度の積極的な活用（再掲 P178） **新規（推進中）**

◇里親への措置変更の推進 **新規（推進中）**

◇アフターケアとしての里親支援の実施 **新規（推進中）**

◇里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施，ボランティア・レスパイトケアの受入等）

190 地域支援・退所者支援の推進

施設が地域の子育て支援の拠点となることを目指し、地域支援の取組を推進するとともに、施設を退所した子どもが安定した自立生活を営むことができるよう、継続的な支援を実施します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（再掲 P155）

◇地域の子育て支援活動の推進（相談・サロン等の検討・実施） **新規**

◇退所児童のアフターケアの充実（雇用主との連携，訪問相談，サロン等）

新規（推進中）

◇保護者支援，家族再統合の取組の充実（再掲 P156）

191 本体施設の高機能化

専門性の高い職員の配置や職員の質の向上により、施設の支援機能の強化を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇研修等による施設職員の質の向上

◇施設職員の人材確保の推進・処遇改善 新規(推進中)

◇専門職員の配置推進(措置費加算等の活用) 新規(推進中)

◇保護者支援、家族再統合の取組の充実 (再掲 P156)

② 家庭養護(里親・ファミリーホーム)の推進

社会的養護が必要な子どもたちが養育者の家庭において養育を受けることができる里親制度の普及啓発を行うとともに、登録里親数の拡大を図り、併せて、委託中の里親等への支援等を引き続き実施することで、里親及びファミリーホームへの委託を一層推進していきます。

192 里親登録の推進・ファミリーホームの設置推進

家庭養護を推進するため、その受け手となる里親やファミリーホームの拡大を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置

(再掲 P177) 新規(推進中)

◇里親制度の周知啓発の推進(社会的認知度の向上)

◇養育里親の登録推進(福祉関係者等への重点的周知) 新規(推進中)

◇ファミリーホームの設置推進(里親等による開設の検討・実施) 新規(推進中)

193 里親等への委託推進・支援の充実

「京都市家庭的養護推進計画」に掲げた里親等委託率約30%を目指すため、里親及びファミリーホームへの委託を推進するとともに、その支援の充実を図り、安心して子どもの委託を受けることができる環境を整えます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇委託中・未委託の里親への相談等の支援及び研修の実施・充実

◇未委託里親への委託の推進(里親委託に適する子どもの幅広い把握)

新規(推進中)

◇里親同士の相互交流の実施 新規(推進中)

◇週末里親制度・短期委託(一時保護委託)の積極的な活用 新規(推進中)

◇単費援護等による経済的支援・レスパイトケアの実施

189 施設による里親支援等 再掲 (P177)

194 児童福祉センターにおける取組の強化

里親等への委託を積極的に行い、家庭養護の推進を図ることができるよう、ソフト、ハードの両面で体制を整えます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇里親委託優先の原則の徹底(研修の充実等による意識向上) 新規(推進中)

◇里親支援機関との連携・協力の実施 新規(推進中)

◇週末里親制度・短期委託(一時保護委託)の積極的な活用(再掲 P178)

新規(推進中)

◇児童相談所の体制強化 新規(推進中)

③ その他の取組

ア 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の質の向上等

195 施設入所中・里親委託中の子どもに対する支援の質の向上

子どもたちが安心してできる環境で落ち着いた生活を送ることができるよう、児童の権利を守るとともに生活環境の向上のための取組を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇子どもの権利ノートの活用 **新規(推進中)**
- ◇被措置児童等虐待の防止の徹底
 - ◇単費援護等(学習指導奨励費、修学旅行援助金、障害児等加算等)による施設入所児童等に対する支援の質の向上
 - ◇第三者評価受審の徹底 **新規(推進中)**

196 施設を退所した子ども等への支援の充実

子どもたちが安定した自立生活を営むことができるよう、施設を退所した後も、継続的な支援を実施します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇子どもの状況に応じた措置延長の実施 **新規(推進中)**
- ◇自立援助ホームの積極的な活用と必要に応じた増設の検討・実施
 - ◇退所児童のアフターケアの充実(雇用主との連携、訪問相談、サロン等)
(再掲 P177) **新規(推進中)**
 - ◇退所児童の自立支援・進学支援に関する事業の実施 **新規(推進中)**

197 児童福祉センターにおける取組の強化

社会的養護を必要とする子どもたちがより良い生活を送ることができるよう、ハード面での環境改善やソフト面での支援技術の向上を図ります。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇民設民営での青葉寮の移転再整備による支援の質の向上 **新規(推進中)**
- ◇情緒障害児短期治療施設の短期入所機能の活用 **新規**
 - ◇一時保護所の更なる拡充 (再掲 P156) **新規(推進中)**
 - ◇一時保護所入所児童の学習の保障 (再掲 P156)
 - ◇児童養護施設等との連携・必要に応じた一時保護委託の実施
 - ◇子どもの状況に応じた措置延長の実施 (再掲 P179) **新規(推進中)**
 - ◇児童相談所の体制強化・児童福祉司の質の向上
 - ◇児童福祉センターの再整備の検討 (再掲 P156) **新規**

イ 母子生活支援施設

198 母子生活支援施設の支援体制の充実

社会的養護に関わる施設、中でも母と子どもが生活を共にしながら支援を受けることができる施設として、増加するDV被害者や精神疾患等を有する母子への十分な支援を行うため、職員配置の充実と支援技術の普及向上に努めます。また、施設職員をはじめ福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、学校、保育園（所）等との関係機関の連携のより一層の強化による入所者支援の充実を図ります。

<文化市民局，保健福祉局>

【主な取組】◇研修等による施設職員の質の向上

- ◇施設職員の人材確保の推進・処遇改善 新規(推進中)
- ◇専門職員の配置推進（措置費加算等の活用） 新規(推進中)
- ◇DV被害者・緊急に保護が必要な世帯の受入体制の確保
- ◇京都市DV相談支援センター及び児童相談所等の関係機関との連携・相互理解の推進 新規(推進中)
- ◇子どもの学習・就職支援等の充実
- ◇親子分離に至る前段での支援や家族再統合の支援の場等としての利用の促進 新規(推進中)

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

現状と課題

児童福祉センター（児童相談所及び発達相談所）及び第二児童福祉センター（児童相談所及び発達相談部門）が2013（平成25）年度に受け付けた児童に係る相談件数は11,545件であり、そのうち約7割（8,163件）が障害相談です。

障害相談件数は増加の一途をたどっており、相談種別では、言葉や発達の遅れ等についての相談のほか、近年は自閉症スペクトラムや学習障害（LD）、注意欠如/多動性障害（AD/HD）等の発達障害に関する相談が増加しています。

また、年齢階層別では、3歳以上の未就学児及び小学生の相談件数の伸び率が特に高くなっています。

なお、2011（平成23）年4月に、児童福祉センターに地域支援の役割を担う「総合支援担当係」を設置し、地域における発達支援に係る人材育成、各機関における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーション、関係機関や地域ネットワークとの発達支援に関する連携等を行っています。

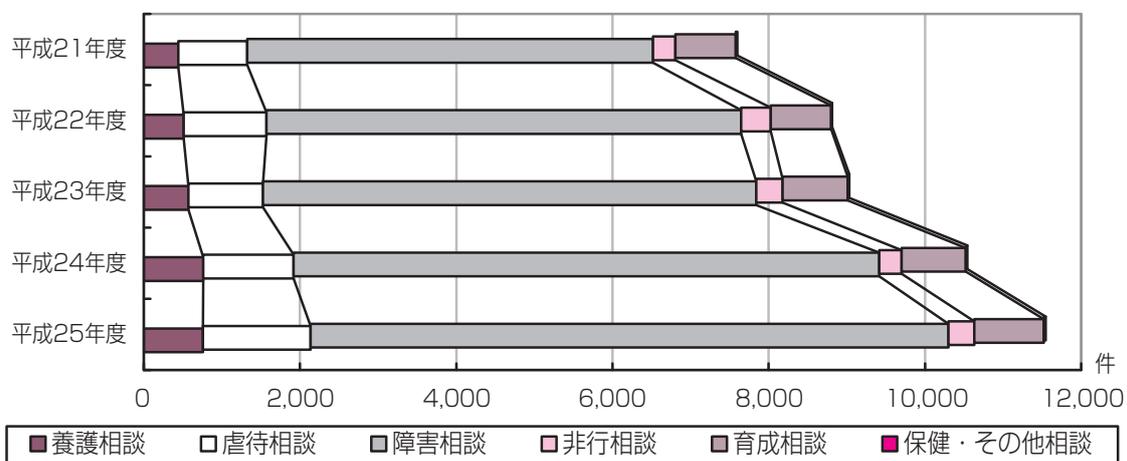
さらに、2012（平成24）年4月に第二児童福祉センターを開設し、相談体制の強化を図っています。

相談種別ごとの件数の推移

(単位：件)

年度	養護相談	虐待相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他相談	合計
平成21年度	443	878	5,197 (68.4%)	288	772	20	7,598
平成22年度	511	1,057	6,077 (69.0%)	382	773	13	8,813
平成23年度	570	955	6,314 (69.9%)	339	834	17	9,029
平成24年度	759	1,157	7,497 (71.1%)	289	822	21	10,545
平成25年度	755	1,382	8,163 (70.7%)	332	892	21	11,545

※ 障害相談の欄の括弧内は合計に占める割合

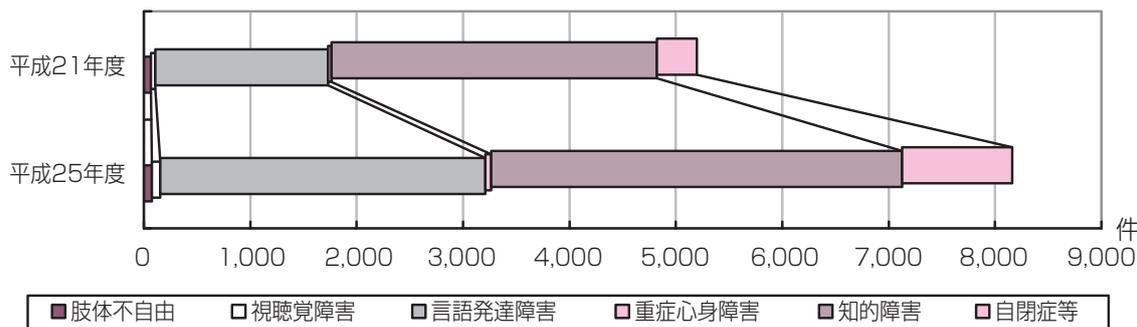


障害相談の内容別相談件数の増加率

(単位：件)

年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症等	合計
平成21年度	67	42	1,623	31	3,058	376	5,197
平成25年度	75	80	3,054	55	3,862	1,037	8,163
⑳→㉓ 増加率	112%	190%	188%	177%	126%	276%	157%

※ 増加率は2009（平成21）年度を100%とした2013（平成25）年度の率

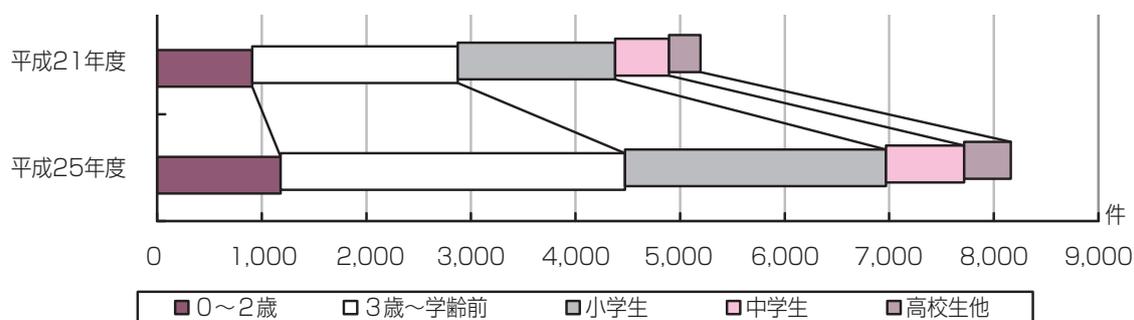


障害相談の年齢別相談件数の増加率

(単位：件)

年度	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
平成21年度	910	1,964	1,504	515	304	5,197
平成25年度	1,181	3,293	2,496	745	448	8,163
㉑→㉕増加率	130%	168%	166%	145%	147%	157%

※ 増加率は2009（平成21）年度を100%とした2013（平成25）年度の率



児童福祉センター（発達相談所）及び第二児童福祉センター（発達相談部門）においては、発達の遅れなどを早期に発見し、支援するため、保護者からの相談に応じるとともに発達検査を実施し、助言指導を行っています。また、必要に応じて療育施設の紹介や医学診断も行っています。

第二児童福祉センターの開設（2012（平成24）年4月）や医師の増員等により体制の強化を図ったところですが、診断希望者の増加により長期の待機が生じています。

また、発達障害者支援センター「かがやき」においては、自閉症スペクトラム等の発達障害のある児童等とその家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」の4つを柱に事業を展開しており、本人や家族への直接支援、関係機関への間接支援等を行っています。

特に、自閉症スペクトラムと診断された児童とその保護者に対しては、障害特性に応じた各種学習会を定期的で開催し、具体的な支援方法の学習の場を設けるとともに、児童福祉センター及び第二児童福祉センターの診療所との連携による専門療育（直接指導プログラム）を行っています。

また、療育については、新たな児童発達支援事業所や、2012（平成24）年度に制度が創設された放課後等デイサービス事業所の設置拡大等により療育体制の充実を図っており、利用者数も増加しています。

しかしながら、体制の充実を上回る障害相談の件数の増加により、新規利用までの療育待機期間が長期化の傾向にあることから、更なる充実を図る必要があります。

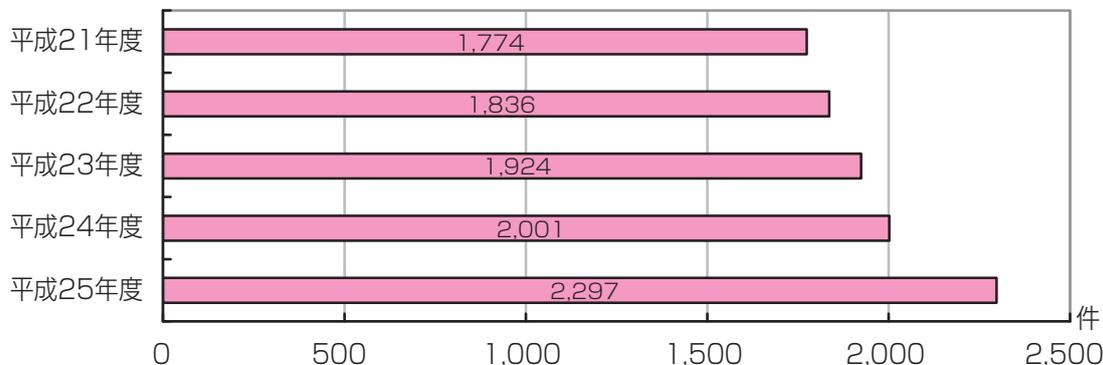
発達検査・自閉症の確定診断の待機状況（2014（平成26）年6月末現在）

相談受付から発達検査まで	未就学児	約3箇月
	就学児	約6箇月
自閉症診断の申込受付から診察まで		約1年8箇月

障害児通所サービスの利用状況 (支給決定数) (各年度12月現在)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1,774人	1,836人	1,924人	2,001人 (168人)	2,297人 (408人)

※ 2012 (平成24) 年度以降の括弧内は放課後等デイサービス利用児童数の再掲



就学児に対する支援については、総合支援学校や育成学級・通級指導教室での指導、支援をはじめ、様々な取組を行う中で、一人ひとりに応じた教育について相談と支援を行っています。就学前後に支援が途切れることなく継続的な支援を実施するため、関係機関の連携体制を充実する必要があります。

施策を展開する今後の方向性

障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加していく力を育むため、「気になる」段階で早期に発見し、ノーマライゼーションの観点を踏まえながら、成長や発達の各段階においてきめ細かな支援を行うとともに、家族に寄り添った支援により、保護者の負担を軽減し、子どもを安定的に養育できる環境を整えていきます。

また、支援が途切れることなく継続的に行われるよう、関係機関の十分な連携を図っていきます。

施策・主な取組

① 早期発見・早期支援

199 保健センターの取組

妊娠出産期から関わりのある保健センターにおいて、健診や事業等を通じて子どもの状態を把握し、障害の早期発見に取り組みます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇妊婦相談事業の実施 (再掲 P71) 新規(推進中)

◇こんにちはプレママ事業の実施 (再掲 P71) 新規(推進中)

◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化 (再掲 P72)

◇妊婦健康診査の公費負担の実施 (再掲 P71)

- ◇風しん予防対策の推進（再掲 P83） 新規（推進中）
- ◇先天性代謝異常等検査の実施（再掲 P82）
- ◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導等の実施（再掲 P72）
- ◇親子の健康づくり講座の実施（再掲 P72）
- ◇絵本ふれあい事業の実施（再掲 P78）
- ◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援（再掲 P78）
- ◇1歳6か月児健康診査における心理スクリーニングの充実（再掲 P78）
新規（推進中）
- ◇乳幼児健康診査後の家庭訪問など支援の充実（再掲 P78）
- ◇親子すこやか発達教室の実施（再掲 P78）
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲 P45） 新規（推進中）

200 児童福祉センターの取組

子どもの発達の専門機関である発達相談所や発達障害者支援センター等がある児童福祉センターの体制・機能の強化を図り、早期発見から、早期に適切な支援に結び付けます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】**
- ◇児童福祉センター・第二児童福祉センターにおける専門相談の実施
 - ◇発達検査や自閉症の確定診断の待機解消に向けた職員体制の充実
 - ◇発達障害者支援センター「かがやき」における支援の実施
 - ◇療育事業の充実
 - ・親支援プログラム（家庭支援）の実施
 - ・利用児童に応じた各専門職の総合的な支援の実施
 - ・利用児童に応じた柔軟な療育形態の実施
 - ・児童虐待等のため支援が必要な家庭の積極的な受入
 - ・療育が必要な子どもが直ちに療育を受けられるような体制の充実
 - ◇地域における発達支援に係る人材の育成 新規（推進中）
 - ◇関係機関における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーションの実施 新規（推進中）
 - ◇関係機関や地域ネットワークとの発達支援に関する連携等の実施
 - ◇保護者への支援
 - ◇障害児施設への通所・入所が必要な子どもに係る相談・調整の実施
 - ◇児童福祉センターの再整備の検討（再掲 P156） 新規

201 地域等における支援体制の充実

幼稚園、保育園（所）、認定こども園、学校、児童館、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等、日常的に子どもと関わる機関等をはじめ、地域における相談支援体制を充実し、互いに連携を図りながら、早期発見から、早期に適切な支援に結び付けます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】**
- ◇身近な地域における相談体制の充実（障害者地域生活支援センター運営事業）

- ◇京都市障害者地域自立支援協議会における支援策の検討及び支援体制の充実
(障害者地域生活支援センター運営事業)
- ◇障害者相談員制度の実施
- ◇学校教員や施設職員等を対象にした発達障害のある子どもへの支援技術研修
の実施と相談・指導・助言の強化
- ◇幼稚園、保育園（所）、認定こども園等への訪問支援の実施

② 就学前の児童等への支援

202 療育支援体制の充実

障害のある子どもの発達や成長を促すとともに、保護者への子育ての助言等を通じて、安定的な養育環境を整えます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇児童発達支援の提供体制の充実 新規（推進中）
- ◇児童発達支援センターにおける地域支援の提供体制の確保 新規（推進中）
 - ◇放課後等デイサービス等設置促進事業の実施 新規（推進中）
 - ◇療育事業の充実（再掲 P184）

203 障害のある子どもの保育の充実

障害のある子どもが集団生活の中で社会への適応能力を身につけることができるよう、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の受入体制を整備するとともに、支援の質の向上を図ります。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】◇幼稚園、保育園（所）、認定こども園における受入の推進（再掲 P117）
- ◇幼稚園、保育園（所）、認定こども園等への訪問支援の実施（再掲 P185）
 - ◇市立幼稚園における総合育成支援員の配置（再掲 P139）
 - ◇就学に向けた早期の教育相談・就学相談・指導の充実
 - ◇「就学支援シート」等を活用した学校への引継ぎの実施 新規（推進中）
 - ◇保護者への支援（再掲 P184）

③ 就学後の児童等への支援

204 総合支援学校に在籍する児童生徒への支援

総合支援学校に在籍する児童生徒に対する、一人ひとりの障害の特性に応じた支援を強化します。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】◇インクルーシブ教育の理念のもと、子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえ
たきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築（再掲 P139） 新規（推進中）
- ◇教職員の指導力・専門性の向上に向けた研修等の実施（再掲 P140）
 - ◇総合支援学校における「個別の包括支援プラン」を活用した指導の推進
（再掲 P139）
 - ◇「就学支援シート」の活用（再掲 P139） 新規（推進中）

- ◇障害のある中高生のタイムケア事業の推進
- ◇放課後等デイサービス等設置促進事業の実施（再掲 P185） 新規（推進中）
- ◇総合支援学校と企業の連携による「デュアルシステム」の取組の推進（再掲 P140）
- ◇進路開拓を目指す総合支援学校と関係機関のネットワーク「巣立ちのネットワーク」の取組の推進（再掲 P140）
- ◇地域と共に進める新たなキャリア教育プログラムの構築（再掲 P140）
新規（推進中）
- ◇白河総合支援学校東山分校の本校化の取組推進（再掲 P140） 新規
- ◇総合支援学校における多様な学びの環境の整備充実（再掲 P140）
- ◇交流及び共同学習の推進（再掲 P139）
- ◇医師等専門家で構成される「学校サポートチーム」や総合支援学校に設置している「総合育成支援教育相談センター育（はぐくみ）支援センター」等による相談・支援体制の充実（再掲 P140）
- ◇いじめに関する電話相談や、教育相談総合センター（こどもパトナ）における教育相談（カウンセリング）等の教育相談機能の充実

205 小学校、中学校等の取組

障害のある児童生徒の可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加していく力を育むため、小学校や中学校等における支援を充実します。

<教育委員会>

- 【主な取組】**
- ◇インクルーシブ教育の理念のもと、子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえ、たきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築（再掲 P139） 新規（推進中）
 - ◇教職員の指導力・専門性の向上に向けた研修等の実施（再掲 P140）
 - ◇普通学級に在籍するLD等の発達障害のある子どもへのきめ細かな指導や支援の実施（再掲 P140）
 - ◇全市立小・中・高等学校、幼稚園に設置している「総合育成支援教育主任」及び「総合育成支援教育委員会」による支援体制の充実（再掲 P140）
 - ◇小・中学校等における「個別の指導計画」に基づく指導の充実（再掲 P139）
 - ◇「就学支援シート」の活用（再掲 P139） 新規（推進中）
 - ◇総合育成支援員の必要なすべての学校・幼稚園への配置（再掲 P139）
 - ◇育成学級・通級指導教室での指導・支援の実施
 - ◇総合育成支援教育ボランティアの養成・活用
 - ◇医師等専門家で構成される「学校サポートチーム」や総合支援学校に設置している「総合育成支援教育相談センター育（はぐくみ）支援センター」等による相談・支援体制の充実（再掲 P140）
 - ◇育成学級等の多様な学びの環境の整備充実（再掲 P140）
 - ◇交流及び共同学習の推進（再掲 P139）
 - ◇いじめに関する電話相談や、教育相談総合センター（こどもパトナ）における教育相談（カウンセリング）等の教育相談機能の充実（再掲 P186）

206 放課後・学校長期休業中の支援

障害のある児童の学童クラブ登録が増加しているなど、障害のある子どもが放課後や学校の長期休業中も安心・安全に過ごせる環境を作ることが求められている中、子どもの居場所づくりや健全育成、保護者の就労支援の観点からの取組を推進します。

<保健福祉局、教育委員会>

- 【主な取組】◇児童館・学童クラブ事業における障害のある児童の受入の促進・対象年齢の拡大（再掲 P126） **新規**
- ◇「放課後まなび教室」における障害のある子どもの利用推進 **新規（推進中）**
- ◇放課後等デイサービス等設置促進事業の実施（再掲 P185）
新規（推進中）
- ◇普通学級、育成学級や総合支援学校の障害のある子どもを対象とした放課後等における居場所づくり **新規（推進中）**
- ◇子育て支援短期利用事業（トワイライトステイ）の実施（再掲 P155）
- ◇移動支援事業の拡充（ほほえみネット）による障害のある子どもの放課後支援・通学支援の実施 **新規（推進中）**

④ 家族への支援**207 家族の養育等の支援**

障害のある児童生徒の保護者に対し、児童福祉センターをはじめとした専門機関において相談支援を実施し、安定的な養育環境を整えます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇児童福祉センター、子ども支援センター、保健センターにおける心理的なケアやカウンセリングの実施
- ◇居宅介護等事業（ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービス）の実施

208 レスパイト支援体制の強化

障害のある子どもを家庭で養育している家族の負担を軽減し、安定的な養育環境を整えるため、一時的な休息の支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇障害者総合支援法に基づく短期入所（ショートステイ）・心身障害児者レスパイトサービスの実施
- ◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（再掲 P155）
- ◇障害のある中高生のタイムケア事業の推進（再掲 P186）

⑤ 切れ目のない支援・長期療養への支援

209 切れ目のない支援体制の確立

より早く親子をサポートするとともに、成長の各段階で支援が途切れることのないよう、関係機関が十分な連携を図り、支援機関が変わった場合でも的確に引継ぎを行うなどにより、支援の一貫性を担保します。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇「就学支援シート」の活用（再掲 P139） 新規（推進中）

◇乳幼児期，学齢期，青年期の円滑な支援の継続

◇発達障害者支援連携協議会における関係団体・機関との連携の推進

◇障害児相談支援事業所の設置と児童福祉センターとの連携のあり方の検討

新規（推進中）

◇児童発達支援センター等と幼稚園，保育園（所），認定こども園との連携体制づくり 新規（推進中）

◇放課後等デイサービスを実施する事業所と学校との連携体制づくり

新規（推進中）

◇総合支援学校と障害者地域生活支援センターや障害福祉サービス事業所等関係機関との連携体制づくり 新規（推進中）

◇ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討 新規（推進中）

210 長期療養が必要な子どもへの支援の充実

長期療養が必要な子どもが地域で安心して生活し続けることができるよう、日々の生活の中で生じる問題等に関する継続的な相談支援や必要な給付等を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇保健師の家庭訪問による療養相談等の支援の実施（再掲 P82）

◇小児慢性特定疾病対策の充実（再掲 P82）

◇自立支援医療（育成医療）給付の実施（再掲 P82）

◇未熟児養育医療給付の実施（再掲 P82）

◇身近な地域における相談体制の充実（障害者地域生活支援センター運営事業）
（再掲 P184）

⑥ 障害児施設における子どもに対する支援の質の向上

211 障害児施設における子どもに対する支援の質の向上

将来の自立を見据え、連続性や継続性のある支援機能の充実や、障害が重複しているなどにより、多角的な支援が必要な子どもに対する支援機能の充実という観点を含め、障害児施設で生活している又は通所している子どもに対する支援の質の向上のための取組を実施します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇研修等による施設職員の質の向上（再掲 P178）

◇施設職員の人材確保の推進・処遇改善（再掲 P178） 新規（推進中）